

JA共済の 満期を迎えたお客様限定 満期でスマイル定期貯金

取扱期間 平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

適用金利
店頭表示金利

+0.2%

ご利用いただける方 平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)までの間、
当組合のJA共済満期共済金をお受取になった方(個人)

預入期間 1年

預入金額 JA共済満期共済金の範囲内

※詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくは、JA東京スマイルの窓口へお気軽にお問い合わせください。

地域に笑顔と豊かな暮らし

JA東京スマイル

<http://www.ja-tokyosmile.or.jp>



足立支店 TEL.03-3887-7501
高野支店 TEL.03-3890-5732
伊興支店 TEL.03-3899-6262
花畑支店 TEL.03-3885-6411
皿沼支店 TEL.03-3853-1231

北綾瀬支店 TEL.03-3628-2211
葛飾支店 TEL.03-3602-6261
柴又支店 TEL.03-3657-4131
水元支店 TEL.03-3609-3596
奥戸支店 TEL.03-3694-3711

江戸川支店 TEL.03-3652-3101
新葛西支店 TEL.03-3804-7071
鎌田支店 TEL.03-3670-0231
鹿骨支店 TEL.03-3670-0237

満期でスマイル定期貯金 — 商品概要 —

商 品 名	・【スーパー定期貯金<単利型>】または【大口定期貯金】で組入れます。 愛称：「満期でスマイル定期貯金」														
ご利用いただける方	・平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)までの間、当組合のJA共済満期共済金(子ども・養老・建更)をお受取になった方(個人)。														
期 間	・定型方式 1年(自動継続式)														
取扱期間	平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)														
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・証書式または通帳式 ・JA共済満期共済金の範囲内 ・1円単位														
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。														
利 息 (1) 適用金利 (2) 計算方法 (3) 税 金	・預入時の【スーパー定期貯金<単利型>】または【大口定期貯金】の店頭表示金利に次の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 上乗せ金利0.2% ・店頭表示金利は店頭の金利表示ボード等に表示しております。詳しくは、窓口までお問い合わせください。 ・自動継続後の適用金利は、【スーパー定期貯金<単利型>】または【大口定期貯金】の自動継続時の店頭表示の利率を該当満期日まで適用します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。														
手 数 料	—														
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができます。														
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻しいたします。 ①【スーパー定期貯金<単利型>】の場合 (1)6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2)6か月以上1年未満 約定利率×50% ②【大口定期貯金】の場合 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率—約定利率×30% C 約定利率— $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率—約定利率×30% B 約定利率— $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$														
貯金保険制度 (公 的 制 度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話：03-5680-8945)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所(電話：042-528-1358)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 <table border="1" data-bbox="355 1753 1503 1906"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電 話 番 号</th> <th>受 付 日</th> <th>受 付 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td rowspan="3">月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>10:00～12:00/13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>9:30～12:00/13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もごございます。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電 話 番 号	受 付 日	受 付 時 間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	10:00～12:00/13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	9:30～12:00/13:00～17:00
名 称	電 話 番 号	受 付 日	受 付 時 間												
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～15:00												
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588		10:00～12:00/13:00～16:00												
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249		9:30～12:00/13:00～17:00												
その他参考となる事項	・自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算いたします。														

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

平成30年4月2日現在